

## 告 示

### 埼玉県告示第六百三十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年六月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十七年五月二十八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人かもめ
- 三 代表者の氏名  
小嶋 正雄
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県蓮田市黒浜字新井千二百四十七番地二
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、回復途上にある精神障害者に対して、自立生活ができるように生活支援事業を行い、そして全ての障害者が暮らしやすい地域社会を実現するために、広報・啓発活動を行い、もってノーマライゼーション社会の実現に寄与することを目的とする。